

平成17年 3 月29日 (火) 号外 第 47 号

(毎週火・金曜日発行)

http://www.pref.shimane.jp/

目 次

規則

結核予防法施行細則の一部を改正する規則

(薬事衛生課)

公布された条例等のあらまし

結核予防法施行細則の一部を改正する規則(規則第71号)

- 1 規則の概要
- (1) 定期外の健康診断に係る規定を廃止することとした。(第4条関係)
- (2) 入所命令を行う相手方に当該命令に係る取消訴訟の被告とすべき者、出訴期間等を教示するよう様式を改正することとした。(様式第6号関係)
- (3) その他規定の整理
- 2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。

規則

結核予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月29日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第71号

結核予防法施行細則の一部を改正する規則

結核予防法施行細則(昭和26年島根県規則第106号)の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 結核予防法(昭和26年法律第96号。以下「法」という。)の施行については、結核予防法施行令(昭和26年政令 第142号。以下「政令」という。)及び結核予防法施行規則(昭和26年厚生省令第26号。以下「省令」という。)に定 めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第3条中「、第9条、第17条第1項及び第18条第2項」を「及び第9条」に改める。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条から第8条までを1条ずつ繰り上げる。

第9条第2項を削り、同条を第8条とする。

第10条中「若しくは」を「又は」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

(医療機関指定の申請)

第10条 政令第2条の4第1項の規定による医療機関指定の申請書は、様式第9号による。

第11条中「様式第9号」を「様式第10号」に改める。

第12条中「第23条」を「第23条第1項」に、「第24条」を「第24条第1項」に改め、「様式第10号又は」を削る。

第13条を次のように改める。

様式第6号を次のように改める。

(患者票の交付)

第13条 省令第23条第3項の規定による患者票は、様式第12号による。

2 省令第24条第3項において準用する省令第23条第3項の規定による患者票は、様式第13号による。 第14条中「第31条」を「第30条第1項」に、「様式第13号」を「様式第14号」に改める。 様式第4号中「(第7条関係)」を「(第6条関係)」に改める。 様式第6号(第8条関係)

指令第号

年 月 日

入 所 命 令 書

樣

島根県知事 印

結核予防法第29条の規定に基づき、下記のとおり入所を命ずる。

記

入所患者の住所	市 郡		町 村					
入所患者の氏名					性別・年令		(歳)
入所命令の理由								
入 所 期 間		年	月	日から				
		年	月	日まで				
入所に係る結核療養所								
そ の 他	て60日以内に、 できます。	行政不服 分の取消 根県を被 。ただし 立てに係	報審査法第 第しの訴え 改告として し、前記	第4条の規定 えは、この て(島根県知 の異議申立	定により、知覧 通知書を受け 知事が被告の何 でをした場合	取った日の翌日 弋表となります には、処分の	でする。 おから起動 で。)提起 取消しの	ことが 算して 起する か訴え

様式第10号を削り、	様式第9号を様式第10号とし、	様式第8号の次に次の	1 様式を加える。

様式第9号(第10条関係)

年 月 日

島根県知事様

病院又は診療所の開設者 住所

氏名 📵

医療機関指定申請書

結核予防法第36条の規定による医療機関として指定されたいので申請します。

なお、指定の上は、結核予防法第36条第2項の規定に基づく結核予防法指定医療機関医療担当規程(昭和26年厚生 省告示第223号)及び同法第39条の規定に基づく診療報酬により、同法の定めるところに従って、同法による医療を 担当します。

- 1 病院又は診療所の所在地
- 2 病院又は診療所の名称
- 3 開設(申請)年月日 年 月 日

(6) 号外第 47 号	島	根	県	報	平成17年 3 月29日
様式第11号及び様式第12号を次のように	改める。				

様式第11号(第12条関係)

4010	3 () 312	21/21/21/2														
			結	核	公	費	負	担	申	請	書					
														年	月	日
島根	県知事	:	様													
					E	申請者	皆の信	主所								
					E	申請者		氏名								
						(氘	長者と	とのほ	[[係)			
結核		第34条 第35条 の規定によ	り医療費	量公園	貴負担	旦を日	申請し	ノます	۲.							
患者 氏名			性 別生年月日	.	男 (印	月・プ)	白	F	月	日	住所				
** (0.04	+ - DI	健保(本人・家族) 国倪	₹(-	一般	· 退耶	戦本ノ	人・追	見職	家族)	生保	(保護受	給中	・保護申請	5中)
被保険	保険者の別 その他 ()															
老人保	健法に。	よる医療の受給資格	有	•	無		昭和平月				年		月から)		老
添付 X の枚数	線写真	枚	(命令	入戶	听患者	皆の均	易合)) 入月	斤命 ?	令書(の番 ^品	룩				

島

(結核予防法第34条)	第34条)		₩ź	卅	脚	島根県
費負担	公費負担者番号			慌 0	23	60
真写近后流。 寸保健所名和	ム真気温医療の文部日間もでは、大学の大学のでは、大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大			Д		1 薬品名
付年	日 日 日 日	Ħ	日日	▼	1 抗 結 核 薬	INH RFP SM EB KM CPM TH EVM PZA PAS CS
	田			沙人)剤使用	2 1のうち局所療法に用いるもの
柵	4 年 日 日	男・女 問・大 路・平	年 月 日	煮 法		
	7			医	2 副腎皮質ホルモン剤	薬品名(
条 聚 書	のの影響	(健保(本人・家族)国保(一般・退職本人・退職生保(保護受給中・保護申請	族)	燥	1 肺 結 核	 1 肺虚脱療法 2 空洞直達療法 3 肺切除術
保健法に。	老人保健法による医療の受 給資格		. #	9 \$	2 結核性膿胸	
欒	奉	健保の例 老保の例 (年 協 定	月から)	槽 科 的 療	3 骨類節結	
	位			架 深	4 泌 駅 器 結 核	
指定医療機関	所在地	市郡村村		<u> </u>	5 その他()	
()	化答			U	骨関節結核の装具療法	
	所在地	市郡村村			A~Cに必要なX線検査、菌検査及 B又はCに必要な処置その他の治療	菌検査及び血沈検査 他の治療
惄	期間	#######################################	月 日から 1 1 1 1	Ш	B又はCに必要な収容	日間(術前 日間~術後 日間)

様式第13号を様式第14号とし、様式第12号の次に次の1様式を加える。

(結核予防法第35条)				≡ į	畑	眦				島根
公費負担者	細巾					公費負担區	公費負担医療の受給者番号	ir.		
交付保健所名	お及び所	五		保健所	所	一		# #4		
汝	年 月	Ш		井	月	Ш				
	出	俎								
刪	性別・生色	年月日	男・女	明	・大・昭・平	中	A	Ш		
	居住	型		卡帮	西村					
被保険	是 等	图 (健保(本人・夏国保(一般・近	·家族) ·退職本人·退	人・退職家族)	生保(保護受	生保(保護受給中・保護申請中)	(L		
老人保健法によ	る医療の受	給資格	1 14"	•						
			健保の例							
診療	英	Wa and a second	老保の例 (協定)		年 月か	月から)				
指定医療機関	俎	称								
(病院・診療所)	所在	型		卡帮	1 4			14	IC ⊠	时村
従業禁止、入所命	入所命令の別及びその期間	の期間	従業禁止 入所命令		卅	A B	から	サ	日	E E
澎		俎				2		က		
E)	負担	紹) E	(月額)			
有効	單	==		中	A B	から	サ	月	田黒は	

号外第 47 号 	島	根	県	轮	平成17年 3 月29	日 (11)
附則						
	-/					
この規則は、平成17年4月1日から施	打りる。					